

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 各納税告知処分取消等請求上告受理事件

国側当事者・国(麻布税務署長事務承継者芝税務署長)

平成28年6月10日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成26年10月29日判決、本資料264号-174・順号12555)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、第●●号、平成25年11月1日判決、本資料263号-203・順号12327)

## 決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

### 第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

### 第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成28年6月10日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 山本 庸幸

裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

裁判官 鬼丸 かおる

## 当事者目録

申立人	国
同代表者法務大臣	岩城 光英
処分行政庁	麻布税務署長事務承継者
	芝税務署長 長谷川 芳史
申立人指定代理人	定塚 誠 ほか
相手方	C
同代表者（日本における代表者）	甲
相手方	D
同代表者（日本における代表者）	甲
上記兩名訴訟代理人弁護士	宮崎 裕子 ほか